

## 浜松市成年後見制度に係る後見人等の報酬助成に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発0609001号厚生労働省老健局長通知別紙）及び地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙）の規定に基づき、成年後見制度に係る後見、保佐又は補助（以下「後見等」という。）開始の審判を受けた者に対し、後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）の報酬の全部又は一部を助成することについて必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 この要綱における対象者は次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本市に住所を有する者で認知症、知的障害及び精神障害その他の精神上的障害などにより判断能力が十分でない者。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第13条の規定に基づく本市以外の市町村の住所地特例対象被保険者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条の規定に基づき、本市以外の市町村が介護給付費等の支給決定を行っている者、又は、第52条の規定に基づき、本市以外の市町村が自立支援医療費の支給認定を行っている者

ウ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条の規定に基づき、本市以外の市町村が保護を決定し、実施している者

(2) 本市に住所を有しない者で認知症、知的障害及び精神障害その他の精神上的障害などにより判断能力が十分でない者のうち、次に掲げる者。

ア 介護保険法第13条の規定に基づく本市の住所地特例対象被保険者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条の規定に基づき、本市が介護給付費等の支給決定を行っている者、又は、第52条の規定に基づき、本市が自立支援医療費の支給認定を行っている者

ウ 生活保護法第19条の規定に基づき、本市が保護を決定し、実施している者

(3) その他市長が認めるもの

(助成金の支給対象者)

第3条 上記の対象者のうち、家庭裁判所により後見人等が選任された別表に定める基準を満たす者で、次の各号のいずれかに該当する者を助成金の支給対象者とする。ただし、後見人等が本人の配偶者、直系血族、兄弟姉妹の場合は除く。

(1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給者

(3) 後見人等の報酬の全部又は一部の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者

(4) その他、市長が必要と認める者

(助成金の支給対象経費)

第4条 助成金の支給対象経費は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第39条に規定された別表第1第13項、第31項又は第50項に掲げる報酬の付与の審判によって定められた後見人等の報酬とする。

(助成金の支給額)

第5条 助成金の基準額は、助成の対象者の生活の場が在宅にあつては月額2万8,000円、施設入所中にあつては月額1万8,000円とする。

2 助成金の支給額は、前条に規定する経費の額と前項の基準額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

3 申請前に被後見人が死亡した場合は、死亡時の資産を後見報酬に充当し、不足する場合に助成することとする。ただし、当該助成の額は第1項に定める金額を超えないものとする。

(助成金の支給対象期間)

第6条 申請書類提出日から起算して2年前までの分を支給対象期間とする。

(助成金の支給の申請)

第7条 助成金の支給の申請をしようとする者は、報酬の付与の審判により家庭裁判所が後見人等の報酬を決定した後に、成年後見制度に係る後見人等の報酬助成金支給申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 助成金支給対象者の資産等の状況に関する書類

(2) 報酬の付与の審判に関する家庭裁判所の決定書等助成の支給申請額、内訳等に関する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、家庭裁判所の報酬付与の審判が確定した日の翌日から起算して1年以内に行われなければならない。

(助成金の支給の決定)

第8条 市長は、前条の申請があつたときは、家庭裁判所の審判の結果本人の負担能力等の状況等を総合的に考察の上、審査を行い、助成金の支給の可否、助成金の支給額等を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、助成金の支給の可否、助成金の支給額等を決定した場合は、その決定の内容を成年後見制度に係る後見人等の報酬助成金支給決定通知書（第2号様式）により、申請者に対して、通知するものとする。

(助成金の支給)

第9条 前条の規定により助成の決定を受けた申請者は、当該決定された助成金を請求す

ることができる。

2 前項の請求は、成年後見制度に係る後見人等の報酬助成金請求書(第3号様式)により、行わなければならない。

(助成金の返還)

第10条 助成金の支給を受けたものは、次に掲げる事由に該当する場合は、支給された助成金に相当する金額を返還しなければならない。

- (1) 助成金支給対象者、後見人等、親族その他の関係人が後見人等の報酬の助成に関し、虚偽の申出をしていたこと。
- (2) 助成金を後見人等の報酬以外の目的に使用していたこと。
- (3) その他不正の手段により助成金の支給を受けたこと。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

世帯の人数	世帯合計収入額 (年額)	資産 (現金、預貯金、有価証券等)
単身世帯	150万円以下	世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。また、被後見人等を含む世帯員の預貯金額の合計が最低生活費の半年分以上あれば、被後見人等を含む世帯員の財産から支弁し、不足分を助成することとする。
2人世帯	200万円以下	
3人世帯	250万円以下	
4人以上世帯	250万円に、世帯員4人目以降1人につき50万円を加えた額以下	

備考

- 1 世帯合計収入額(年額)は、申請日の属する月の前月から遡った1年間の実収入額とする。
- 2 申請日において、収入及び資産基準両方を満たすことを条件とする。
- 3 別表中の最低生活費とは、生活保護法による保護の基準において、その世帯に認定される生活扶助、住宅扶助及び教育扶助の各基準を合算した額を基本とする。
- 4 別表中の世帯員とは、被後見人等と生計を一にする者とする。